

返戻金制度について

【返戻金制度に関する事項】

当社の紹介により就職した者が入社後 3 か月以内に本人の都合による退職又は本人の責めに基づく解雇による雇用契約終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- ① 入社後 1 か月以内に雇用契約が終了した場合

紹介手数料の 75%を返還する。

- ② 入社後 1 か月～3 か月以内に雇用契約が終了した場合

紹介手数料の 45%を返還する。

但し、紹介予定派遣の場合の求職者の場合は適用されません。